

大美山処分場維持管理計画

1. 施設への立入防止
入場門には部外者の立入を禁止する旨の表示を行い関係者以外の立入りを禁止を図る。
入場門は、出勤とともに開錠開門し一日の作業終了後閉門施錠する。
2. 表示等
立札は見えやすい状態にしておくとともに、記載内容に変更が生じた場合は速やかに書換える。
立札が破損した場合は直ちに補修する。
3. 廃棄物の受入
1) 廃棄物は、種類ごとの性状の分析、計量を行い、受入可否を決定したのち受入を開始する。
4. 埋立の工法
1) 埋立は計画的(場内のブロック割)に行い、廃棄物の種類ごとに適切に埋立を行う。
2) 覆土材は良質の土砂とし、廃棄物層3mに対し覆土50Cm以上を基本とし(サンドイッチ工法)覆土敷均し後十分な締固めを行う。
3) 天候には十分注意し、降雨予報時や降雨は浸出水への影響を防ぐため、廃棄物への覆土を速やかに行い雨水が直接廃棄物に接しないよう施工する。
5. 作業時間
処分場の作業時間は、午前8時から午後5時とする。
早朝・夜間における廃棄物の受入、場内作業は原則として行わない。
6. 場内付帯設備
1) 門扉、立札、場内道路、雨水排水路等の付帯設備は、毎日視認により点検を行い、破損個所があった場合には速やかに補修する。
2) 雨水排水路等に土砂等が堆積し他場合は、速やかに除去作業を行い排水機能を回復する。
法面の排水路(縦溝、小段排水路)は、排水機能が適切であることを確認する。
3) 貯留槽、土堰堤は毎日視認により点検し、破損等がある場合は速やかに補修する。
7. 火災の防止
埋立作業中の火気使用は原則として行わない。設備等の設置において火気を使用する場合は、消火設備を整え、常に火災対応できる状態にして作業を行う。
8. 害虫等の発生防止
当該処分場受入の廃棄物は害虫等の発生はありませんが、万一の発生なきよう日常の管理を徹底します。
9. 飛散の防止
ばいじん等飛散の恐れのある廃棄物は、荷卸し後の飛散防止のため速やかに覆土を施します。
粉塵飛散が見られる場合は適宜散水し飛散を防止します。
場内道路は、清掃・散水を適宜行い粉塵の飛散防止を行う。
10. 悪臭の防止
悪臭の防止対策として、荷卸し後は悪臭の飛散無きよう速やかに覆土を施すこと。また、適宜防臭剤を散布し悪臭飛散の防止に努めます。
11. 浸出水処理設備の管理
放流水の水質は、別表1の排水基準に適合するよう維持管理を行う。
1) 放流水の水質は、別表1の排水基準に適合するよう維持管理を行う。
2) 放流水の水質検査
①排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定する。(但しイに規定する項目を除く)
②水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量について1月に1回以上測定する。
③浸出水処理設備は、処分場の廃止が認められるまで維持管理を継続する。
12. 処分場周縁の地下水調査
1) 地下水の水質が別表2の値以下であることを1年に1回以上測定し確認する。
2) 電気伝導率または塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、異常が見られた場合には地下水等検査項目について測定する。

13. 臨機の措置

地震・台風等の後は、異常事態が発生していないか臨時の点検を行い、破損箇所がある場合は速やかに機能回復の手当てを行う。

14. 埋立終了後の措置

廃棄物埋立終了(埋立最上層)の覆土は、50cm以上とし最終仕上げを行う。平坦部については、随時遮水作業を行い、法面排水は雨水排水機能を確認し不良個所の再整備を行う。のり面は、種子吹付け、植栽を行い浸出水量を抑えるよう復旧整備する。

最終処分場に係る技術上の基準(排水基準:放流水)

別表第1(第1条、第2条関係)

項目	基準値	
アルキル水銀	検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	未満mg/l
カドミウム及びその化合物	0.1	未満mg/l
鉛及びその化合物	0.1	未満mg/l
有機燐化合物	1	未満mg/l
六価クロム化合物	0.5	未満mg/l
砒素及びその化合物	0.1	未満mg/l
シアン化合物	1	未満mg/l
ポリ塩化ビフェニール	0.003	未満mg/l
トリクロロエチレン	0.3	未満mg/l
テトラクロロエチレン	0.1	未満mg/l
ジクロロメタン	0.2	未満mg/l
四塩化炭素	0.02	未満mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04	未満mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1	未満mg/l
シス1,2-ジクロロエチレン	0.4	未満mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3	未満mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	未満mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02	未満mg/l
チウラム	0.06	未満mg/l
シマジン(CAT)	0.03	未満mg/l
チオベンカルブ	0.2	未満mg/l
ベンゼン	0.1	未満mg/l
セレン及びその化合物	0.1	未満mg/l
1,4-ジオキサン	0.5	未満mg/l
ほう素及びその化合物	50	未満mg/l
ふっ素及びその化合物	15	未満mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物	アンモニア性窒素×0.4	未満mg/l
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	合計量<200	未満mg/l
水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6	無単位
生物学的酸素要求量	60	未満mg/l
化学的酸素要求量	90	未満mg/l
浮遊物質	60	未満mg/l
ルマルヘキサン抽出物含有(鉍物類含有量)	5	未満mg/l
ルマルヘキサン抽出物含有(動植物油脂類含有量)	30	未満mg/l
フェノール類含有量	5	未満mg/l
銅含有量	3	未満mg/l
亜鉛	2	未満mg/l
溶解性鉄	10	未満mg/l
溶解性マンガン	10	未満mg/l
クロム	2	未満mg/l
大腸菌群数	日間平均	3000 個/cm ³
窒素含有量	日間平均	120 未満mg/l
燐含有量	日間平均	16 未満mg/l

ダイオキシン類	10pgTEQ/l以下
---------	-------------

最終処分場に係る技術上の基準(地下水等の基準:有害項目)

別表第2(第1条、第2条関係)

項目	基準値	
アルキル水銀	検出されないこと	
総水銀	0.0005	未満mg/l
カドミウム	0.1	未満mg/l
鉛	0.1	未満mg/l
六価クロム	1	未満mg/l
砒素	0.5	未満mg/l
全シアン	0.1	未満mg/l
ポリ塩化ビフェニール	1	未満mg/l
トリクロロエチレン	0.003	未満mg/l
テトラクロロエチレン	0.3	未満mg/l
ジクロロメタン	0.1	未満mg/l
四塩化炭素	0.2	未満mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.02	未満mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.04	未満mg/l
シス1,2-ジクロロエチレン	1	未満mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	0.4	未満mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	3	未満mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.06	未満mg/l
チウラム	0.02	未満mg/l
シマジン(CAT)	0.06	未満mg/l
チオベンカルブ	0.03	未満mg/l
ベンゼン	0.2	未満mg/l
セレン	0.1	未満mg/l
1,4-ジオキサン	0.1	未満mg/l
塩化ビニルモノマー	0.5	未満mg/l

ダイオキシン類	1pgTEQ/l以下
---------	------------

根拠

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1、昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 最終改正:平成25年2月21日環境省令第3号

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2、昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 最終改正:平成25年2月21日環境省令第3号

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)

大美山最終処分場位置図、地下水観測井戸・処理水放流等の場所図

